

* * 2026 年度「関西学院大学入学時貸与奨学金」出願のしおり* *

【第1期募集】(各種入試で合格した方が対象)

本奨学金の目的

関西学院大学は、本学への入学を強く希望する者が経済的な理由によって入学を断念することがないよう、入学手続き時の学費負担を軽減する「関西学院大学入学時貸与奨学金」を設けています。採用が決定した場合、連帯保証人(原則:父か母)と保証人(65歳以下の成年者で本人・連帯保証人と別居別生計の方)をたてていただくことが必要ですので、ご理解の上お申込みください。

1. 出願資格

以下の条件にすべて該当すること。

- 1) 本大学の入学試験に合格し、入学金を完納した者(入学手続Ⅰ完了者)のうち、入学時の学費納入(入学手続Ⅱ)が極めて困難な者。
※入学金は所定の期日までに必ず納入してください。
※災害等による学費減免措置を受けている方および学費その他諸費を完納した方(入学手続Ⅱ完了者)は出願できません。
- 2) 日本国籍を有する者、在留資格が「特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」の者。

《他の奨学金との併願》

- * 本奨学金の採用に関係なく、関西学院大学の奨学金制度を利用することができます。ただし、入学年度に限り、給付制の関西学院大学支給奨学金、ランバス支給奨学金に採用された場合、それらの奨学金の全額が交付された時点で本奨学金の返還に充当されます。
- * 国の「高等教育の修学支援新制度(日本学生支援機構給付奨学金・授業料等減免※多子世帯の支援含む)」に採用されても本奨学金に申し込むことができます。ただし、所定の手続きにより、春学期授業料減免分として大学から返金を受ける権利と本奨学金の返還債務を本人の合意の上、相殺します。ご自身には2026年度の春学期授業料減免分は返金されませんのでご留意ください。なお、卒業又は退学後に本奨学金を返還いただく際には、相殺してご返還いただいた金額は差し引いて請求いたします。

2. 貸与金額

文系学部※1	470,000円	※1 神・文(総合心理科学科を除く)・社会・法・経済・商学部
文学部(総合心理科学科)	560,000円	
理系学部※2	760,000円	※2 理(数理科学科を除く)・工・生命環境・建築学部
理学部(数理科学科)	740,000円	
総合政策学部	640,000円	
人間福祉学部	580,000円	
国際学部	630,000円	
教育学部	630,000円	

3. 採用予定人数

全学部合わせて約 80 名

4. 出願書類の提出

- ・出願期間: **2026年1月13日(火)～2月9日(月)必着（窓口は16:50まで）**
- ・出願方法: 出願期間中に申請書類を以下の住所へ郵送してください。
- ・提出先: 〒662-8501 西宮市上ヶ原一番町1-155
関西学院大学 学生活動支援機構 学生課「入学時貸与奨学金」係
※郵送時の遅延等のトラブルの責任は負えませんので、期日には余裕をもって、追跡可能なレターパック等で郵送してください。なお、受領連絡はいたしません。到着は各自で確認してください。
※土曜・日曜・祝日および2月2日(月)～2月6日(金)の事務取扱はありませんのでご注意ください。

5. 出願書類

1. 2026年度入学時貸与奨学金願書[本学様式1]

2. 住所シート[本学様式2]

3. 所得に関する証明書※各書類の詳細については以下を熟読してください

- ①所得証明書(2024年1月～12月の所得を証明するもの)<全員提出: 2～3頁参照>
- ②所得形態に応じて提出が別途必要な証明書<該当者のみ: 4頁参照>
- ③家計事情に関する証明書<該当者のみ: 5頁参照>

・各様式は関西学院大学HPの奨学金制度ページ内「入学時貸与奨学金」からダウンロードしてください。
URL:https://www.kwansei.ac.jp/campuslife/scholarships_undergraduate/hyuugakuji.html

《記入上の注意》

- ・出願書類は黒のボールペンで記入してください。(日付は提出日・消せるボールペンは使用不可)
- ・申請者(学生)本人が記入してください。(連帯保証人欄は連帯保証人の方が記入)
- ・訂正是二重線で消し、上部に正しい内容を記入してください。(修正液は不可)
- ・出願書類に不備があるときは選考から除外します。また、記載内容が事実と相違している場合は選考後でも取り消します。
- ・提出された書類は、奨学金の選考およびそれに付随する業務のみに使用し、採用・不採用に関わらず返却しません。

1. 2026年度入学時貸与奨学金願書[本学様式1]

- ・申請資格に国籍が含まれていますので、国籍欄も忘れずに○をつけてください。
- ・記入の際は別紙「入学時貸与奨学金願書の記入例」をよく読み記入してください。
- ・奨学金を希望する理由については、段落ごとに改行せず詰めて記入してください。(必ず5行以上記入)

2. 住所シート[本学様式2]

- ・採用通知発送に使用しますので確実に連絡のとれる住所・本人氏名・電話番号をボールペンで明記し、切り取って提出してください。

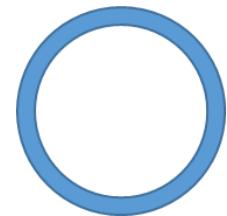
3. ①所得証明書(全員提出必須)

- ・市区町村役場で発行を受けてください。<必ず原本を提出すること。コピーは不可>
(税務署ではありません。マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニエンスストア等でも発行可。)
- ・マイナンバーの記載のないものを発行してください。
- ・「父と母、又はこれに代わって家計を支える人」の全員の最新の証明書が必要です。
- ・父母ともに収入の有無に関わらず双方分が必要です。配偶者控除を受けている場合も提出が必要です。
(死亡または離別等により、父または母がない場合は、いらっしゃる方のみで結構です)
- ・無収入の場合は「最新の非課税証明書」を提出してください。
- ・自営業の方は所得証明書に加え当該年度の確定申告書第一表、第二表の控えが必要です。
- ・父母が海外に在住の場合は、本学様式3「支払証明書」(課税前の収入を記入)を勤務先に提出して作成してもらってください。提出の際には、日本円に換算(願書記入日のレート)し、日本語訳をつけてください。
また願書記入日のレートも添付してください。2024年1月～12月分の収入手取り額ではなく、課税前の収入を記入してください。会社より2024年度源泉徴収票が取得できる場合は、源泉徴収票の控えを提出してください。

<正しい所得証明書>

- ・所得の種類および昨年度の収入の把握のために使用しますので、所得の種類が特定でき、配偶者控除や扶養控除等の記載があるものを発行してもらってください。
- ・「納税証明書」および「源泉徴収票」では代用できません。

令和7年度所得証明書																									
市民税・県民税(所得・課税)証明書																									
住所	課税地																								
令和6年分の所得を証明するもの																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">内訳</th> </tr> <tr> <td>老入料</td> <td>0人0円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被扶養者</td> <td>2,110,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の課税所得金額</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>		内訳		老入料	0人0円	被扶養者	2,110,000円	上記以外の課税所得金額	0円																
内訳																									
老入料	0人0円																								
被扶養者	2,110,000円																								
上記以外の課税所得金額	0円																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年間所得</th> </tr> <tr> <td>給与所得</td> <td>¥4,587,000円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>以下余白</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>母</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>の</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>内</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>課</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>税</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>専従者給与収入金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>給与収入金額</td> <td>¥6,129,042円</td> </tr> <tr> <td>年金収入金額</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>		年間所得		給与所得	¥4,587,000円	以下余白	円	母	円	金	円	の	円	内	円	課	円	税	円	専従者給与収入金額	円	給与収入金額	¥6,129,042円	年金収入金額	円
年間所得																									
給与所得	¥4,587,000円																								
以下余白	円																								
母	円																								
金	円																								
の	円																								
内	円																								
課	円																								
税	円																								
専従者給与収入金額	円																								
給与収入金額	¥6,129,042円																								
年金収入金額	円																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年間支拂費用</th> </tr> <tr> <td>社会保険料</td> <td>¥732,007円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模企業共済掛金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>生命保険料</td> <td>¥35,000円</td> </tr> <tr> <td>損害保険料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>扶養料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>扶養対象者無</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>配偶者特別</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養</td> <td>2人×2人基準</td> </tr> <tr> <td>一般扶養</td> <td>¥750,000円</td> </tr> <tr> <td>所内控除額合計</td> <td>¥1,877,007円</td> </tr> </tbody> </table>		年間支拂費用		社会保険料	¥732,007円	小規模企業共済掛金	円	生命保険料	¥35,000円	損害保険料	円	扶養料	円	扶養対象者無	円	配偶者特別	円	特定扶養	2人×2人基準	一般扶養	¥750,000円	所内控除額合計	¥1,877,007円		
年間支拂費用																									
社会保険料	¥732,007円																								
小規模企業共済掛金	円																								
生命保険料	¥35,000円																								
損害保険料	円																								
扶養料	円																								
扶養対象者無	円																								
配偶者特別	円																								
特定扶養	2人×2人基準																								
一般扶養	¥750,000円																								
所内控除額合計	¥1,877,007円																								
本証明書は、上記のとおり相違ないことを証明します。 年月日																									



<受付できない所得証明書>

- ・所得の種類や、各種控除の有無が特定できないもの、所得証明書の収入・所得金額欄がアスタリスク「*」や斜線「/」等の表示で、金額が確認できないもの、対象年度が異なる証明書は全て受付できません。無収入の場合でも、申告手続きを行い、収入・所得金額欄に「0円」と表示されているものをご準備ください。

令和6年度所得証明書																			
市県民税課税額証明書																			
令和5年分の所得を証明するもの																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(摘要)</th> </tr> <tr> <th>扶養人数</th> <td>人</td> </tr> <tr> <th>給与収入金額</th> <td>円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計所得金額</td> <td>¥6,536,987円</td> </tr> <tr> <td>課税額(a)+(b)+(c)</td> <td>¥255,700円</td> </tr> <tr> <td>市民税 所得割(a)</td> <td>¥184,300円</td> </tr> <tr> <td>均等割(b)</td> <td>¥3,000円</td> </tr> <tr> <td>県民税 所得割(c)</td> <td>¥67,400円</td> </tr> <tr> <td>均等割(d)</td> <td>¥1,000円</td> </tr> </tbody> </table>		(摘要)		扶養人数	人	給与収入金額	円	合計所得金額	¥6,536,987円	課税額(a)+(b)+(c)	¥255,700円	市民税 所得割(a)	¥184,300円	均等割(b)	¥3,000円	県民税 所得割(c)	¥67,400円	均等割(d)	¥1,000円
(摘要)																			
扶養人数	人																		
給与収入金額	円																		
合計所得金額	¥6,536,987円																		
課税額(a)+(b)+(c)	¥255,700円																		
市民税 所得割(a)	¥184,300円																		
均等割(b)	¥3,000円																		
県民税 所得割(c)	¥67,400円																		
均等割(d)	¥1,000円																		
上記のとおり相違ないことを証明します。 年月日																			



<正しい確定申告書>

・所得を得ている方のみ、第一表・第二表の両方を提出してください。

3. ②所得形態に応じて提出が別途必要な証明書

- ・所得形態により該当する書類の提出が必要です。（<原本>と記載があるもの以外、コピー可）
- ・複数の所得がある場合は、それぞれについて提出してください。
- ・大学指定の様式を使用する場合は、関西学院大学HPの奨学金制度ページ内「入学時貸与奨学金」からダウンロードしてください。URL:https://www.kwansei.ac.jp/campuslife/scholarships_undergraduate/nyuugakuji.html

所得形態	内 容	証 明 書 類	発行先等
給 与 所 得 (パート・年金 収入も含む)	2024年1月以降現在 までに就職した場合	給与支払見込証明書[本学様式4] <原本> 現在の勤務先で発行を受けてください。勤務先の様式がない場合は、 本学様式4に記入してもらってください。 <勤務先から証明が得られない場合> 直近の給与明細3か月分を提出してください。	勤 务 先
	2024年1月1日以降 に退職、且つ新しい職 場に転職した場合	次のアとイ両方提出 ア 退職証明書<原本>もしくは離職日が客観的に証明できる書類 イ 給与支払見込証明書[本学様式4] <原本>	勤 务 先
	年金を受給している場 合(老齢年金・障害年 金・遺族/寡婦年金等)	年金振込通知書 金額が記載されているものを提出し、余白に年間振込み回数を記入。	各関係官庁 所轄事業所
その他の 所得	親類・縁者等援助を受けている相手および金額について提出してください。(様式自由)		
	2024年1月1日以降に開業された家計は直近3か月以上の帳簿等を提出してください。		
	生活保護を受けている場合、生活保護決定(変更)通知書等(受給金額が記載されたもの)の1か月分を提出してください。		
	雇用保険基本手当(失業給付)受給中の場合、雇用保険受給資格者証を提出してください。 (ハローワークより交付されている、支給額・支給期間が記載されているもの)		

3. ③所得形態に応じて提出が別途必要な証明書

- 以下該当する事情がある場合は別途提出が必要です。（<原本>と記載があるもの以外、コピー可）
- 提出があった場合のみ所得から控除します。
- 大学指定の様式を使用する場合は、関西学院大学HPの奨学金制度ページ内「入学時貸与奨学金」からダウンロードしてください。URL:https://www.kwansei.ac.jp/campuslife/scholarships_undergraduate/nyuugakuji.html

家計事情一覧	証明書類
出願時現在において 本人または、家族の中で 6か月以上療養している場合	次のア～ウ全て提出 ア 診断書 イ 本学様式5「医療費明細書」<原本> ウ 最近6か月間に実費負担した分の医療費の領収書 (保険による補填がない場合は提出)
本人または、家族の中で 障がいのある方がいる場合	障害者手帳(または療育手帳) 該当する方の手帳のコピーを提出。
母子・父子家庭の場合	所得証明書の寡婦・母子・父子・ひとり親・扶養などの記載、またはその他証明書<原本> 所得証明書にその記載がない場合は、戸籍謄本や離婚届受理証明等、客観的確認ができる証明書を提出。
家族の中で、 要介護者(6か月以上)の方がいる場合	介護保険証被保険者証(または要介護認定書類) 現在、要介護状態(常に就寝を要する)の方がいる場合は、該当する方のコピーを提出。
現在無職の場合	2024年1月1日以降所得があったものの、現在無職の場合 次のア～ウいずれかを提出 ア 勤務先の離職票-2表(退職理由の詳細が記載されているもの) イ 勤務先発行の退職證明書 勤務先書式のものが発行不可の場合は、勤務先に本学様式6「退職證明書」に記載するよう依頼。<原本> ウ 離職日等を客観的に証明できる書類等(源泉徴収票、雇用者保険受給資格証、民生委員による無職證明書)
退職證明書の提出が困難である場合	退職證明書が出ないものの勤務実績がある場合は、勤務していた月までの源泉徴収票を提出。
倒産・営業停止などの場合	廃業證明書、関係官庁・銀行等の證明書(それぞれ事業廃業日がわかるもの)<原本>
家計支持者が単身赴任で 別居している場合	「住居費、光熱水費」の領収書(1か月分)または引落としの履歴・明細 (事業者より補填されていない自己負担分について、提出してください。単身赴任等で別居している方の氏名が記載されていなければ控除の対象とはなりません。)
2025年1月以降、 災害等にあった場合	次のアとイ、両方とも提出。 ア 関係官庁の罹災證明書 2025年1月以降～出願時点において、災害(風水害・地震・火災等)にあった場合は、関係官庁が発行する「罹災(被災)證明書」を提出してください。 イ 災害に伴う具体的な支出増や収入減を証明する書類 最低限の衣料、家具の購入費、家屋修理費等の具体的な支出増が分かる明細書や、売り上げ等の極端な減少がわかる證明書を提出してください。

6. 選考

- ・提出された願書に基づき、**出願者の家庭の経済状況**により選考します。
- ・出願書類に不備があるときには選考から除外します。また、記載内容が事実と相違している場合は選考後でも取り消します。
※採用人数の関係で必ずしも採用されるとは限りません。

7. 採否書類発送日

2026年2月18日(水)

※出願者全員に郵送にて採否を通知します。電話等による照会には応じられません。

8. 交付（採用が決まった方のみ）

- ・交付期間: 2026年2月24日(火)～3月10日(火)14:00まで(時間厳守のこと)
事務取扱時間に充分注意してください。**各日14:00までの受付となります。**
土曜、日曜、祝日の事務取扱はありませんので注意してください。
- ・交付手続: 必要書類を西宮上ヶ原キャンパスJ号館2階学生課に提出して手続を行った後、
財務部で学費その他諸費と奨学金額との差額を直接納入してください。
※郵送での受付は行っていません

1) 必要書類

- 借用証書(所定の用紙)……押印欄には印鑑証明の印を使用してください。
- 印鑑登録証明書(連帯保証人、保証人)……各1通
- 住民票(本人、連帯保証人、保証人)……各1通
※本人と連帯保証人が同居している場合、世帯連記式の住民票1通でも可。
- その他(採用通知時に指示される書類)

2) 学費その他諸費と奨学金額との差額現金

入学される学部・学科等によって必要な差額が異なります。

「学費その他諸費」納入用紙に記載の金額と奨学金額を確認の上、差額現金をご持参ください。

«注意»

- ・採用者は、学費その他諸費と奨学金額との差額を納入し、入学手続きを終えることにより、奨学金の交付に代えます。
- ・交付に際して、借用者(本人)の連帯保証人(原則:父か母)と保証人(65歳以下の成年者で本人・連帯保証人と別居別生計の方)を選定していただく必要があります。
※債務整理中(破産等)の方は連帯保証人・保証人にはなれません。
- ・交付時すでに学費その他諸費を完納している(入学手続Ⅱを完了している)場合は、奨学生としての採用を取り消します。

9. 奨学金の返還

卒業または退学後4年間(2年次以降も関西学院大学貸与奨学金を受けた場合は、貸与年数の4倍以内)で返還してください。

返還方法は年賦により、無利子です。なお、入学を辞退した場合は、直ちに入学時貸与奨学金の交付額全額を返還しなければなりません。ただし、3月31日(火)までに学費返還請求の手続き(「入学手続きのご案内」の学費・その他の所費の返還についてを参照)をする場合は、学費・その他の諸費と入学時貸与奨学金交付額との差額を返還請求できます。

入学時初学期に休学する場合、奨学生として不適当と認められた場合、奨学生としての資格を損失します。
詳細は採用時の書類に同封いたします。

申請についてのお問い合わせ・ご質問は

関西学院大学 学生活動支援機構 学生課 入学時貸与奨学金係(Tel 0798-54-6110)まで

月～金曜日 8時50分～11時30分、12時30分～16時50分

※土日、祝日 および 2月2日(月)～2月6日(金)の事務取扱はありませんのでご注意ください。

以上